

4. 河川整備の目標に関する事項

4.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

高梁川及び小田川は下流部の低平地に人口と資産の集中する倉敷市街地を控え、また小田川は高梁川からの背水影響により、過去幾多の甚大な被害が発生してきました。

大正 14 年に完成した高梁川の第一期改修工事後も継続的に改修事業が実施されてきましたが、未だ十分とは言えません。

現在においても、戦後最大の被害を与えた昭和 47 年 7 月洪水が再び発生した場合には、河積の不足により、堤防の安全性が保たれるとされる水位よりも洪水水位が高くなり堤防が決壊する危険性が高まる箇所や堤防の高さ不足により水が溢れる箇所があります。また、高梁川の堤防は築堤年代が古いものが多く、近年においても漏水等の被害が発生しています。このような箇所においては、堤防の決壊が懸念されます。

高梁川の堤防は最大で約 11m の高さを有しており、ひとたび堤防が決壊した場合、大量の氾濫水が堤防の居住地側へ流入してきます。倉敷市の岡山県西部地域における行政、経済の中心的役割や国内屈指の産業基盤である水島工業地帯等の資産の集積状況を考えれば、氾濫による被害は深刻なものになると予想されます。

小田川については、洪水時に高梁川合流点水位が高いことから、背水影響により居住地側で過去何度も雨水出水（内水）による被害が発生しています。また、昭和 47 年 7 月洪水が再び発生した場合には、外水による浸水被害の発生が予想されます。

高梁川水系河川整備計画の 3 つの柱の一つである「安全・安心な川づくり」を実現するためには、本川と支川のバランス、上流と下流のバランス等を踏まえた治水上の目標を定め、高梁川の計画的な治水対策を実施していくことが必要です。

4.1.2 整備の目標

長期的な治水目標である河川整備基本方針に定めた目標を達成するためには、多大な時間を要するため、一連区間で整備効果が発現するような段階的な整備により、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、流域住民の記憶に残る戦後最も大きな被害を与えた昭和 47 年 7 月洪水、平成 16 年台風 16 号高潮が再び発生しても、以下のように洪水被害の防止又は軽減ができるようになります。

1. 高梁川下流地区(河口～酒津地先)

河口から酒津地先までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、昭和 47 年 7 月洪水が再び発生しても、外水による浸水被害を防止することが可能となります。

また、高潮対策として既往最高潮位を記録し、人家への被害をもたらした平成 16 年台風 16 号に伴う高潮が再び発生しても浸水被害を防止することが可能となります。

また、大規模地震への対応については、堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査したうえで、必要に応じて耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

2. 高梁川中流地区(酒津地先～湛井地先)

酒津地先から湛井地先までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、昭和 47 年 7 月洪水が再び発生しても、外水による浸水被害を防止することが可能となります。

3. 高梁川上流地区(湛井地先～国管理区間上流端)

湛井地先から国管理区間上流端までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、昭和 47 年 7 月洪水が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を軽減することが可能となります。

4. 高梁川派川

小田川合流点の付替えにより、新たに河道となる高梁川派川においては、計画高水流量を計画高水位以下で流下させ外水による浸水被害を防止することが可能となります。

5. 小田川

小田川においては、本計画に定める河川整備を実施することで、昭和 47 年 7 月洪水が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を防止することが可能となります。また、居住地側で過去何度も発生していた雨水出水（内水）による被害を軽減することが可能となります。

6. 施設の能力を上回る洪水への対応

施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命・資産・社

会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して地域住民の迅速かつ主体的な避難、円滑な応急活動、事業継続のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ることにより、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定最大規模降雨の洪水に対し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

7. 広域防災対策

防災活動拠点の整備により、関係機関や地域住民と連携した広域的な支援体制の確立や総合的な被害軽減対策が可能となります。

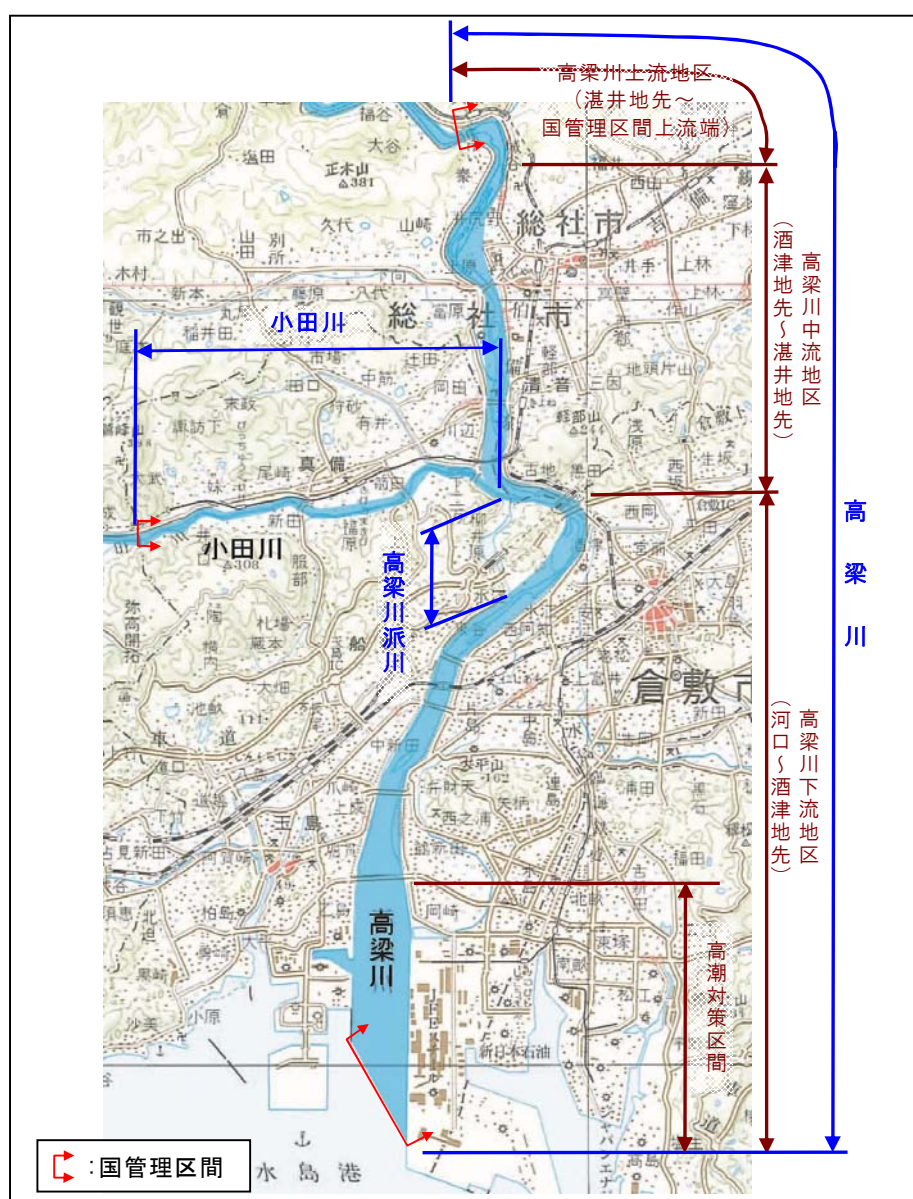


図 4.1.1 治水目標の地区分割

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.2.1 目標設定の背景

高梁川水系では、水利用が広範囲に行われていますが、過去、渇水によって大きな被害がたびたび発生しています。

地域住民が安全で安心して生活できるとともに、国内屈指の重化学工業地帯や農地への水の安定供給を行い、高梁川水系河川整備計画の3つの柱の一つである「川の恵みを分かち合う豊かな川づくり」を実現するためには、河川水の適正な利用を図っていく必要があります。

4.2.2 整備の目標

(1) 流水の正常な機能の維持

水道用水、工業用水、農業用水等の取水といった利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量を下回らないよう、高梁川における適正な水利用を推進します。

これらを考慮し、目標とする流量は小田川合流点付替え後、水利用の調整を含め、酒津地点で概ね $16\text{m}^3/\text{s}$ とし、その確保に努めるものとします。

4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

4.3.1 目標設定の背景

高梁川水系河川整備計画の3つの柱の一つである「水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり」を実現するために、多様な動植物が生息・生育する高梁川の豊かな自然環境の保全を図る必要があります。一方で、スポーツ、環境教育、漁業等の様々な目的で多くの人々に利用され、周辺地域にとって欠かせない存在となっている高梁川の河川空間について、利用の継続を図るとともに利用における満足度を高めていくことも必要です。

このため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間利用の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進していく必要があります。

4.3.2 整備の目標

(1) 自然環境

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めます。

魚類等の移動の連続性を確保するとともに、産卵環境の保全に努めます。

高梁川・小田川で確認されている、重要な動植物の保全等に努めます。

(2) 河川の空間利用

多くの人々から利用されている現在の状況を踏まえ、イベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等、幅広い分野における利用の継続に寄与する川づくりを目指します。

整備にあたっては、河川環境管理基本計画*のブロック別の基本方針を踏まえた上で実施します。

* 河川環境管理基本計画：河川の治水及び利水機能を確保しつつ、河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるものです。

表 4.3.1 河川の空間利用に関するブロック別の基本方針

ブロック名	河 川 名	区 分	目 標
都市近郊 ブロック	高梁川	河口 ～湛井(高梁川合同堰(湛井堰))	市街地に隣接するイベントの場やスポーツの場、人々のふれあいの場を提供することに努めるとともに、自然に親しみ、楽しめる場を確保できるよう努めます。
	高梁川派川	高梁川への合流点 ～高梁川分派点	
田 園 ブロック	高梁川	湛井(高梁川合同堰(湛井堰)) ～国管理区間上流端	清らかな流れと周辺の田園風景に心のやすらぎを感じる河川景観を有しており、これら自然の中での水遊び等自然と調和した健全な活動の場を確保できるよう努めます。
	小田川	高梁川への合流点 ～国管理区間上流端	

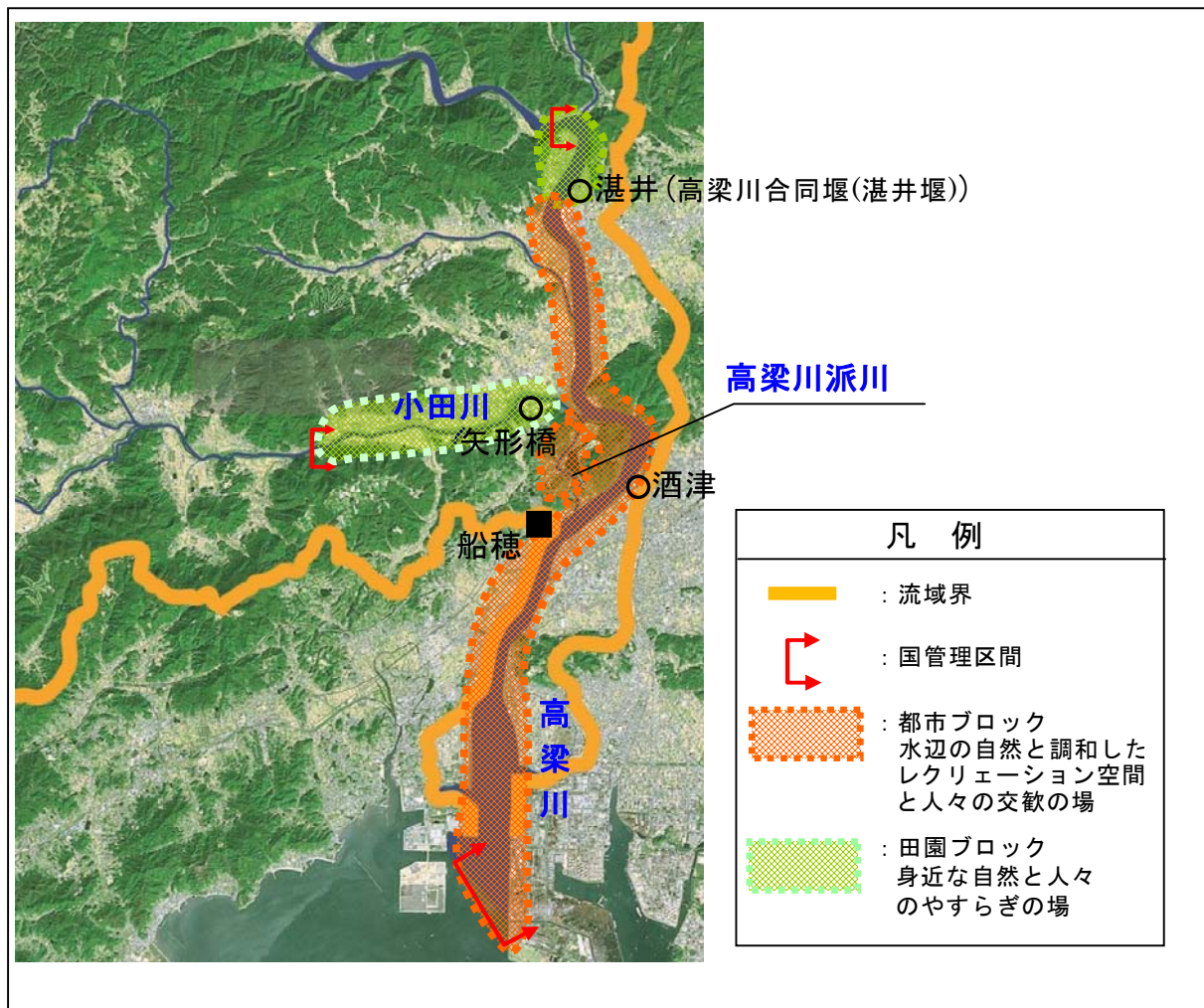


図 4.3.1 河川の空間利用に関するブロック計画図

(3) 河川景観

高梁川の酒津付近から上流の区間及び小田川については、河道内で草本類や樹木が繁茂しており、水辺や礫河原の見える美しい河川景観を阻害していることから、河川景観の保全・維持に努めます。

(4) 水質

水道用水、工業用水、農業用水等の安全な取水や子供たちが安心して水遊びを楽しむことができるよう、環境基準を満足する現在の良い水質の保全に努めます。

表 4.3.2 水質環境基準及び目標

範囲	環境基準(目標値) BOD(mg/ℓ)	環境基準点
高梁川(高梁川合同堰(湛井堰)より下流)	3以下	霞橋
高梁川(高梁川合同堰(湛井堰)より上流)	2以下	高梁川合同堰(湛井堰)
小田川	3以下	福松橋

4. 4 河川維持管理の目標

4. 4. 1 目標設定の背景

災害発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的な機能を十分に発揮できるように維持管理を実施しています。

しかし、高梁川及び小田川では、河道内の樹林化が進行し、洪水時の土砂の堆積と合わせて、洪水の流下阻害の原因となっています。また、堤防の大部分は築堤から 60～80 年が経過し、排水門等の河川管理施設は、設置後 30 年以上経過した施設が今後急速に増加し、老朽化した施設の補修や更新といった問題を有しています。また、不法係留や不法投棄は解消されておらず、さらに、適正かつ安全な河川敷の利用、貴重種を含む自然環境の保全、気候変動の幅が増大する中での危機管理等、広範な維持管理を進める必要があります。

4. 4. 2 河川管理の目標

河川における「治水」、「利水」、「環境」の目的を達成するため、河川維持管理の項目別の目標を次のとおり定めます。

表 4. 4. 1 河川維持管理の目標

管理項目	目 標
河道	洪水発生時の被害を防止・軽減するため、整備後の流下能力を維持することを目標とします。
河川管理施設等	洪水時において、河川管理施設が十分機能を発揮できるよう、適切に管理することを目標とします。
危機管理	災害発生による被害を軽減するため、危機管理体制のさらなる充実を目標とします。
河川環境	河川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境及び良好な水質の保全に向けた適切な管理を目標とします。
河川空間	河川環境との調和を図りながら、人と川とのふれあいの場、スポーツや憩いの場等として、幅広く利用されることを目標とします。